

⑳信用保証協会保証料助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に鑑み、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、長野県等が定めるセーフティネット制度融資及び国が定めるセーフティネット保証(中小企業保険法第2条第4項第1号～第8号)の認定を受けた融資並びに環境対策、経営安定等に資する融資資金等にかかる信用保証協会に支払う保証料の一部を助成することとし、もって、会員の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- 1 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- 2 「融資」とは、事業者が前項で定める金融機関から受ける次の融資をいう。
 - ア) セーフティネット保証に基づく融資。
 - イ) 環境・交通安全対策等により環境対応車の導入、安全装置等に要する融資。
 - ウ) 物流の近代化、合理化を図るための設備等に要する融資。
 - エ) 福利厚生施設の整備に要する融資。
 - オ) 経営環境悪化に伴う経営上必要な運転資金に要する融資。
- 3 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。
- 4 **保証期間は1年を超えるもの**を条件とする。但し、割引極度、当座貸越、事業者カードローン等の極度にかかる保証料及び**既存借入金の条件変更に係る保証料は除く。**

(助成期間)

第3条 本助成事業は、令和7年4月1日から令和8年2月末日までに前条による新規借入金に係る保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、**会員が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の1/2の額とし、円未満は切り捨てとする。**

但し、その額が300,000円を超えるときは300,000円を限度とし、令和8年2月末日まで300,000円に達するまで、再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 会員は保証協会に保証料の支払いを行った場合は、別紙様式の「信用保証協会

保証料助成申請書」に必要書類を添付のうえ県ト協会長に対して申請することができる。但し、**最終申請期限は、令和8年3月5日とする。**

なお、セーフティネット保証を利用した場合は、「信用保証料計算書」及び「セーフティネット保証に係る認定書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 県ト協は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員に交付するものとする。

(助成の条件)

第7条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

3 融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に県ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。